

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 5 年度第 5 回</p> <p style="text-align: center;">富士見市介護保険事業推進委員会 議事録</p>						
日 時	令和 5 年 9 月 2 8 日 (木)		開会	午後 1 時 3 0 分		
			閉会	午後 3 時 0 0 分		
場 所	市民総合体育館 3 階 多目的室 1・2					
出 席 者	委 員	日鼻委員	鳥羽委員	木下委員	渋谷委員	武長委員
		○	欠席	欠席	○	欠席
		吉野委員	森委員	熊木委員	古内委員	小寺委員
		欠席	○	欠席	○	○
		橋本委員	藁谷委員	伊垣委員		
		○	○	○		
関 係 者	各高齢者あんしん相談センター管理者					
事 務 局	高齢者福祉課 櫻井課長、長谷部副課長、島田副課長、 味戸係長、鶴田主査、川上主任 健康増進センター 望月所長、平係長					
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	<p>【第 5 回介護保険事業推進委員会】</p> (1) 令和 4 年度高齢者あんしん相談センター活動実績・実績について (2) 介護保険事業の課題の整理と今後の方向性について (3) 重層的・包括的な相談支援体制の強化について (4) 安心・安全に暮らせる環境づくりについて (5) 社会参加の促進・生きがいの推進について (6) その他					

議 事 内 容

【第5回介護保険事業推進委員会】

1 開会

- ・高齢者福祉課長よりあいさつ

2 議事

(1) 令和4年度高齢者あんしん相談センター活動実績・実績について

- ・各高齢者あんしん相談センターより説明。

<質疑等>

- ・委員 説明の中で第4圏域は実態把握訪問を増やしたとあったが、第3圏域はポスティングが中心となったとあった。第3圏域は実態把握訪問はしていないのか。
- ・高齢者あんしん相談センター 令和3年度は158件でしたが、令和4年度は30件減の128件実態把握訪問をしており、実施していないわけではない。
- ・委員 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、第2圏域（ふじみ苑）に1ヶ所あるだけなのか。また、このサービスはどのような内容なのか。
- ・事務局 市内には第2圏域に1か所しかない。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は地域密着型サービスで、利用できるのは富士見市の被保険者のみ。介護職と看護職が連携を取り、定期的に訪問するほか、通報や電話を受けることで随時対応も行うサービスである。
- ・委員 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスはなかなか普及しない。看護師、訪問看護師を24時間確保するというのは、人材が少ないので難しい。サービスは別だが訪問看護ステーションが24時間対応を取っているので、必ずしも定期巡回・随時対応型訪問介護看護がなくても、大丈夫かなと思う。
- ・事務局 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者からは、一般の家庭を24時間回っていくというのは、やはり非常に大変なサービスだと聞いている。

(2) 介護保険事業の課題の整理と今後の方向性について

- ・資料2に沿って事務局より説明。

<質疑等>

質疑なし

(3) 重層的・包括的な相談支援体制の強化について

- ・資料3に沿って事務局より説明。

<質疑等>

質疑なし

(4) 安心・安全に暮らせる環境づくりについて

- ・資料4に沿って事務局より説明。

<質疑等>

- ・委員 介護付き有料老人ホームは県が許認可権限を持っているのか。県から指示や依頼があって市がサービス内容などの調査をすることはあるのか。計画に位置付けたことに対して、県は何らかの関与をしてくれるのか。

- ・事務局 有料老人ホームの許認可に関する権限は県知事にある。県に有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）の申請があると、県から市に介護保険事業計画（保険給付費）上の支障の有無が照会される。「支障なし」と回答しても施設が開設されないことや、「支障あり」と回答しても開設されてしまうこともある。

(5) 社会参加の促進・生きがいつくりの推進について

- ・資料5に沿って事務局より説明。

<質疑等>

質疑なし

(6) その他

質疑なし

3 閉会